

京都市告示第 16 号

計量法第 28 条の 2 第 2 項の規定に基づき、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新しました。

平成 27 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 指定定期検査機関の名称及び所在地

一般社団法人京都府計量協会

京都市伏見区深草下川原町 1 番地の 1 コトーハイツ伏見稻荷 C 棟 3 2 5 号

2 定期検査を行う地域

京都市内全域

3 定期検査を行う特定計量器

質量計

4 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

(計量検査所)